

役員利益相反防止のための自己申告に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、麒麟のまち地域食堂ネットワーク（以下「このネットワーク」という。）の倫理規定第6条第3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする、

(対象者)

第2条 この規定は、このネットワークの役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこのネットワーク以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合は、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、このネットワークと役員との利益が相反する可能性がある場合（このネットワークと業務上の関係にあるほかの団体等に役員が関係する（兼職等を除く）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 理事である事務局長が前項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを専務理事（事務局長が専務理事である場合には、理事長）に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年1月と6月に当該役員の兼職等の状況とその他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が役員である場合には共同代表と、監査である場合には他の役員とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、このネットワークとの利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化措置」という）を求めるものとする。

2 前項に関わらず、第3条第4条に規定する場合、申告を受けた共同代表は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第 6 条 第 3 条第 4 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別紙

- (1) 地域食堂運営団体から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付は、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (2) 地域食堂運営団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (3) 地域食堂運営団体等役職員から供応接待を受けること。
- (4) 地域食堂運営団体等役職員と共に遊戯又はゴルフをすること。
- (5) 地域食堂運営団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

以上